

松山市子ども・子育て支援事業計画(案)の 前回からの主な修正点等について

平成26年9月12日

◇第1章部分

<前回の主な委員意見>

- ・松山市の出生率についても記載すべきではないか。
- ・高齢出産や経済格差についても記載すべきではないか。
- ・策定体制部分は図示した方が分かりやすいのではないか。



<事務局対応案>

- ・出生率については、第2章に「全国」、「愛媛県」、「松山市」を比較するグラフを追加。（【資料3】P5参照）
- ・子ども・子育て関連3法で定める内容について定めるという趣旨から、高齢出産や経済格差などの詳細については記載しない。
- ・策定体制部分を図示して追加。（【資料3】P4参照）

◇第2章部分

<前回の主な委員意見>

- ・ひとり親や就業に関する正規と非正規についてや、ワーク・ライフ・バランス関係もデータを記載すべきではないか。
- ・国勢調査以降の直近のデータも把握できている部分は文言で追加説明してもよいのではないか。



<事務局対応案>

- ・第2章で記載するデータについては、関連する項目が多岐に渡るものの、詳細データをすべてを網羅することは難しい。人口、子どもの数などの必要最低限のものを限定的に列挙しているが、ワーク・ライフ・バランス関係は、子育て関係に広く影響があるため記載する。（【資料3】P7参照）
- ・国勢調査以外の部分で、子どもの数などの最新値を把握できる所は、文言で記載。（【資料3】P5参照）
- ・子育て環境の総合評価に関する事項の資料元を追記。（【資料3】P13～17参照）

◇第3章部分

<前回の主な委員意見>

- ・「親」と「保護者」についての表記を統一すべきではないか。
- ・基本理念2に子どもを対象としている部分を追記した方がよい。基本理念3で、教育機関をどのように位置づけているのか。
- ・基本方針1の「少子高齢化の進行と核家族化の進展」と「受け皿」という表現を改めてはどうか。
- ・基本方針6及び8の説明部分を修正すべきではないか。
- ・基本方針8以外にも子どもの多様化に対する問題について触れていただきたい。



<事務局対応案>

- ・主に両親に関することは“親”、両親以外の者も含む場合は“保護者”として表記しているため、主旨が同一となっているものは、統一して表記。（【資料3】P18参照）
 - ・基本理念2では、子どもを対象としている旨を追記し、基本理念3では、「家庭や地域、教育や保育関係機関、企業」という表現に改める。（【資料3】P18参照）
 - ・「少子高齢化及び核家族化の進行」へ修正し、「受け皿」という表現を変更。（【資料3】P19参照）
 - ・基本方針6では、企業と個人への啓発を、基本方針8では、児童虐待とひとり親家庭及び障がい児について、それぞれ分けて表記。（【資料3】P20参照）
 - ・多様性に対する問題については、強く認識しているものの、各基本方針の中にすべて書くことはなじまないため、基本方針8にのみ記載。
- ～その他事務局修正～
- ・基本方針2の「地域における子育ての支援」を、市民向けに“分かりやすく 親しみやすい「文書づくりの手引き」”に沿って、「地域での子育て支援の充実」に変更し、第4章にある同様の表現も併せて変更。（【資料3】P19、21、24参照）

◇第4章部分(両部会承認済み事項)

<詳細>

- ・教育・保育部会及び地域子育て部会で承認された記載事項を集約。
- ・表記順については、継承元である「後期まつやま子育てゆめプラン」を参考に記載。
- ・対象年齢の欄を、対象が企業とする部分もあるため、「対象・対象年齢」に修正。
- ・第3章で「受け皿」という表現を用いないことから、該当部分を修正。(【資料3】P22)

◇第5章部分(任意記載事項を除き両部会承認済み事項)

<詳細>

- ・教育・保育部会及び地域子育て部会で承認された事項を集約。
- ・地域子ども・子育て支援事業(13事業)については、国が示している基本指針の順番に沿って表記し、各事業の説明文も追記。(説明文については、第4章の事業概要の説明内容と同様)
- ・教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策以外の基本的記載事項(保育利用率は除く)は、国が示している基本指針の順番に沿って、地域子ども・子育て支援事業の表記の後に、「子ども・子育て支援の推進方策等」という項目を追加し、その中に記載。(【資料3】P84～P86)。なお、【資料3】P84～86部分は、教育・保育部会での意見を踏まえて修正。
- ・任意記載事項は、第5章の最後に記載し、両部会の意見を踏まえて修正。(【資料3】P86、87参照)

◇第6章部分

<詳細>

- ・第3章「基本理念3」の“家庭、地域、教育や保育関係機関、企業”の表記に準じて、該当部分を修正。(【資料3】P88)

※なお、今回の事業計画(案)は、現時点での概ねの案であり、県へ最終提出する3月末までに、人口及び子どもの数等、各種実績値については、確定値へ変更予定。また、教育・保育の確保方策についても、みなし確認の状況に応じて、部会での協議を経て変更の可能性あり。